

恵庭市立恵み野中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

1. はじめに

国の「いじめ防止対策推進法」及び「恵庭市いじめ防止基本方針」をもとに「恵み野中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取り組みを進める。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要であり、いじめは、「絶対に許されない行為」であることの理解を深めるとともに、共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題に取り組む必要がある。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校は、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である生徒一人一人が、明るく元気に学び、健やかに成長していくことができるよう、「いじめは絶対に許されない行為である。」という確固たる認識と毅然とした態度で、いじめをなくすための対策に取り組む。

- ① いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、いじめはどの生徒にも生じうるという認識の下、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。
- ③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要なことの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの定義

(1) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次とおり規定されており、本校ではこれを踏まえていじめ防止等に取り組む。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

- ・個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒等と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに当たるか否かを判断する。
- ・日頃から、グループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、見逃してしまうことも少なくないため、ささいに見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を法22条に基づいて設置する組織で情報共有して対応する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ・インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合もいじめと同様に対応する。
- ・具体的ないじめの態様の例
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要な場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合もあり、その場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(2) いじめの理解

本校職員は、次のことを共通理解していじめの防止等にあたる。

・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。

・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解して対応にあたる。

・「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも留意する必要がある。

・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要である。

・「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考え、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものも含む）が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 本校におけるいじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 学校、学級内におけるいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの未然防止に関する生徒の主体的な取り組みを支援する。
- (4) いじめを早期に発見し、組織的に指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について、保護者・地域、関係機関との連携を深める。
- (6) いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒にとって自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。

5 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

本校では、いじめ対策について総括組織としての「校内いじめ対策委員会」を設置する。校内いじめ対策委員会は、いじめ問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめ問題への指導については、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校全体をあげた取り組みを推進し、状況に応じた構成員で組織を構成し指導にあたる。

(1) 校内いじめ対策委員会

① 校内いじめ対策委員会の構成

いじめ防止等に関する措置を実効的に執り行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任・いじめ調査係、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて当該学級担任の出席による「いじめ対策委員会」を設置し、特別委員会に位置付ける。

② 校内いじめ対策委員会の開催

委員会は、必要に応じて開催する。

③ 校内いじめ対策委員会の役割

校内いじめ問題対策委員会は、以下の項目に関して中核的な役割を果たすこととする。

- 実態把握や情報収集を目的とした取組。
- いじめが生じた際の組織的な対応。
- いじめの事実関係の調査。
- 保護者や地域への情報提供。
- 具体的で実効性のある校内研修の企画。

※ いじめに関する情報については、生徒の個人情報として取り扱いに十分配慮する。

④ 「学校いじめ対策委員会」体制の整備

「学校いじめ対策委員会」の体制整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

(2) 生徒指導交流といじめ対策委員会

- ① 生徒の様子を見て、些細なことでも、朝の打ち合わせ等で報告し、全職員が気をつけるようにする。
- ② 定期的に、全教職員でいじめと疑われる情報等も含め気になる生徒について、現状や指導についての情報交換、およびサポートについて話し合いを行う。
- ③ ケースによっては、いじめ対策委員会に報告して、解決に向けて迅速に、組織的に対応する。

6 いじめの未然防止のための取り組み

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめを醸成させないための未然防止に取り組む。

(1) 取り組みの内容

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ② 生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ③ 生徒一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。
- ④ いじめ防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進し、「いじめは決して許されない」という意識を生徒に醸成する。
- ⑤ 生徒やその保護者、教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ⑥ インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、生徒、保護者、地域への啓発に努める。

(2) 具体的な取り組み

< 生徒に対して >

- ① 生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行うとともに、学級のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ② わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 生徒一人ひとりがかけがえのない存在であることや思いやりの心をもつことなどを命の大切さとして道徳の時間や総合的な学習の時間等の指導や、ボランティア活動等を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒がもてるよう、生徒会を中心とした生徒主体のいじめ防止の活動を推奨し、その他学校生活すべてを通じて指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導するとともに、知らせることは悪いことではなく大切であることも合わせて指導する。

< 教職員の意識 >

- ① 生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ② 生徒の自己実現が図られるよう、子どもが生きる授業を日々行うこと努める。
- ③ 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して生徒に示す。
- ⑤ 生徒一人ひとりの変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ いじめの構造をはじめいじめ問題についての理解を深めるとともに、自己の人権

感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

- ⑧ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年及び同僚への協力を求める意識をもつ。

< 学校全体として >

- ① 全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という風土をつくる。
- ② いじめ問題に関する校内研修をもつ。特にインターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するため、情報モラル教育を年間計画に位置付け、本校教職員の理解と実践力を深める。
- ③ いじめの未然防止に関する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。「いじめ撲滅宣言」、「いじめ未然防止標語」、「いじめ防止全校集会」への取り組みなど。
- ④ 市内全小中学校で毎年行われる「なかよしさわやか DAY」には、生徒会を中心となって取り組みを実施し、全校生徒に還元できるようにする。
- ⑤ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

< 保護者・地域との連携 >

- ① 生徒が発する変化のサインに気づいた時は、学校に相談することが大切であることを様々な機会を通じて啓発する。
- ② 学校の情報をもとに、保護者・地域との連携がとれる取り組みを進める。
- ③ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

7 いじめの早期発見・早期対応のための取り組み

本校教育の合い言葉「目をかけ、手をかけ、声をかけ」を生かして、下記のことを取り組む。

(1) 取り組みの内容

- ① 日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するよう努める。
- ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査の実施、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ③ 児童等やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

(2) 具体的な方法

< 早期発見にむけて >

- ① いじめを早期に発見するために、定期的に調査を実施する。
 - ・いじめアンケート調査 年2回（5月、11月）
 - ・学級担任による聞き取り調査 年2回（5月、11月）
 - ・教育相談 年2回（7月、11～12月）
- ② 生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、小さな気付きも含め、生徒指導部への報告や朝の打ち合わせなどで速やかに報告すると共に、詳細なすべての情報を職員で共有できるようにする。
- ③ 様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感をもたせる。

その経過等についての報告も密に行い、全教職員で目をかける。

- ③ いじめに関する相談を受けた場合は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会に報告する。

< 早期対応の取り組み >

- ① 教員が気付いた、あるいは生徒や保護者から相談があつたいじめについては、いじめ対策委員会で対応を協議する。
- ② 解決に向けて、役割分担をしながら、学校として組織的に迅速に対応する。
- ③ 事実関係を早期に把握するとともに、いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ④ いじめている生徒に対しては、毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせ、いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ⑤ 事実関係を当該の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ⑥ 安易に解決したと判断せず、しばらくの期間、全教職員による見守りを行う。

8 いじめへの対処

いじめがあることを確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を図る。

(1) 取り組みの内容

- ① 被害生徒の心的な状況等を十分確認し、被害生徒や情報を提供した生徒等を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーや教員経験者、警察官経験者等の外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ③ 加害生徒に対しては、いじめによって相手がどれほど傷ついたかを理解させるため、毅然とした態度で指導・対応を行う一方で、当該生徒の抱える問題や悩みの背景にも目を向け、豊かな人間性を育むよう配慮する。
- ④ 「観衆」となっていた生徒に対しては、はやし立てたり面白っがったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となっていた生徒に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持ってすぐに知らせることを指導する。
- ⑤ 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。

- ⑥ 被害生徒が、加害生徒との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。
- ⑦ いじめが解決したと思われる場合であっても、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を継続して行う。
- ⑧ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の対処

重大事態と思われるいじめが発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。また、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査におけるガイドライン」に沿って、速やかに対処するとともに、いじめ対策委員会を中心に事実関係を明確にする調査を行い、解決を図る。また、同種の事態の発生の防止に努める。

(3) 重大事態の調査

重大事態の調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、いじめ対策委員会を中心として可能な限り網羅的に明確にする。この時、学校及び教育委員会は市の「いじめ問題調査委員会」の求めに応じ、積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
＜いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合＞

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査を行う。

<いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合>

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<具体的な方法と留意点>

- ① いじめ対策委員会が中心となり、生徒及び保護者に対するアンケート調査等を行い、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ② いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを真摯に自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて対応する。
- ③ 事案の重大性を踏まえ、教育委員会における出席停止制度の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することもある。
- ④ 事案によっては、警察等の関係機関と連携して対処する。
- ⑤ 学校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

10 学校運営の改善

- (1) 教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に取り組むことができるようとするため、事務機能の効率化を図る。
- (2) いじめの実態把握およびいじめに対する対応を適切に行うために、自己評価シートの項目に入れ、適正に取り組みの評価を実施して改善を図る。
- (3) 学校評価において、いじめ問題を取り扱うときは、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価するよう努める。

11 保護者や地域、関係機関と連携した取り組みについて

生徒の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめ問題を速やかに解消するには、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関とも情報を共有できる体制を整備しておく必要がある。いじめ問題の重要性を広く認識させ、適切に対処するためには、家庭や地域、関係機関との連携が不可欠である。

- (1) いじめ防止等を推進するために、日頃から家庭と情報を交換し、共有する。また、いじめ問題が起きた時には保護者との連携をいっそう密にして、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- (2) 学校公開日や教育説明会等を通じて、保護者と課題を共有したり、保護者や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と

連携した対策を推進する。

- (3) 校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関に相談し対応を進めるなど、適切な連携をとる。

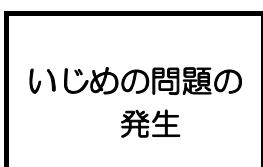
【相談機関一覧】

・ 24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
・ いじめ相談電話（道立教育研究所）	0120-3882-56
・ 児童家庭支援センター	011-372-8341
・ 少年相談110番（北海道警察本部）	0120-677-110
・ 教育相談電話（北海道）	011-612-5030
・ 教育相談電話（石狩教育局）	011-221-5297
・ 子ども人権110番（法務局）	0120-007-110
・ 中央児童相談所	011-631-0301
・ 恵庭市保健福祉部子ども未来室子ども家庭課	33-3131

1.2 いじめ早期対応の基本的流れ

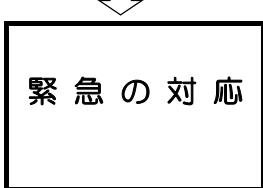
いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに情報を共有するとともに、早期解消に向けて、校長のリーダーシップの下、教職員全員の共通理解を図り、組織的に対応することが重要であり、さらに、家庭や教育委員会との連携も必要である。

また、いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導することが大切である。



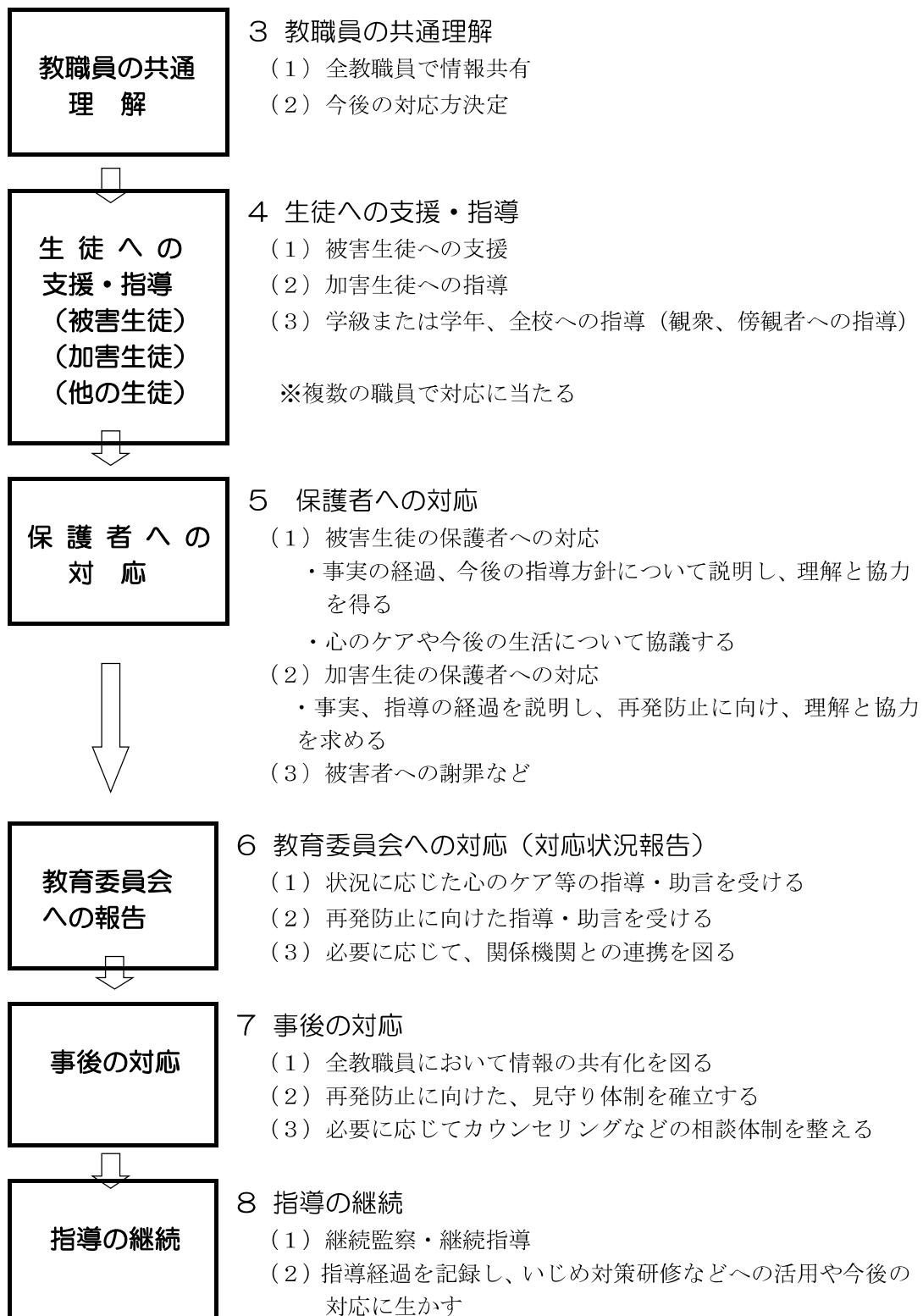
1 いじめの問題の察知

- (1) 本人及び保護者からの訴え・相談、教職員の観察、アンケートの実施、他の生徒からの報告、スクールカウンセラーからの報告、地域からの情報



2 緊急の対応

- (1) 事実関係を確認し報告
・学級担任 → 学年主任 → 生徒指導部 → 教頭 → 校長
・「いじめ対策委員会」を中心とした対応
- (2) 正確な事実確認
・担任、養護教諭、他の職員による関係生徒からの事情聴取
- (3) 教育委員会への速報
・いじめの状況を把握し、必要に応じて指導・助言を受ける



1.3 その他

本方針は必要に応じて適時見直しを図る。